

〈企画論文〉ニュージーランドが提供したTPP の特恵 関税に関する分析：日本の輸出にもたらした影響 と実務的課題を含めて

著者	林 道郎
雑誌名	産研論集
号	47
ページ	29-37
発行年	2020-03-20
URL	http://hdl.handle.net/10236/00028658

ニュージーランドが提供した TPP の特惠関税に関する分析

—日本の輸出にもたらした影響と実務的課題を含めて—

林 道 郎

環太平洋パートナーシップ (TPP) は、米国の離脱という事態に直面しながらも、2018年12月30日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(CPTPP、いわゆる TPP11) として発効するに至った。本稿では、まず TPP11 でニュージーランド (以下、NZ) からは物品貿易上のような譲許が提供され、貿易実績に即して日本がどの程度の特恵利益を得ていたのかを見た上で、対 NZ 輸出にどのような効果をもたらしたのかを検討してみたい。

あわせて、TPP11 で供された特恵を活用して NZ に輸出する上での実務について、NZ 税関に聴取してみた結果を踏まえて解説し、その課題と対策に触れてみたい。

なお、以下では説明上の便宜のため、基本的に TPP12 と TPP11 の両者を含めて TPP と表現している¹⁾。

2019年第1～第3四半期で、日本に3,074万NZドルの特恵受益

日本は NZ との間でこれまで経済連携協定 (EPA) などを締結しておらず、TPP で初めて特恵受益がもたらされることになった²⁾。TPP は譲許水準が

非常に高い EPA として知られるが、NZ は、締約国の中でもとくに高度な特恵待遇を提供している³⁾。その内容をまとめると、表1の通りとなる。

この表から、最恵国 (MFN) 待遇ベースで既に無税扱いとしている品目が多いこと (構成比 58.3%)、既存の有税品目には発効時点で例外なく何らかの譲許が提供されること、などがわかる。既存有税品に対する TPP 特恵上の扱いは 9 割近く⁴⁾ が即時撤廃 (EIF) であり、そうでないにしても最終的には例外なく関税が撤廃されることになっている。

TPP では、関税の撤廃・削減について、発効日に 1 年目の税率を適用し、例外国を除き翌年の 1 月 1 日以降、2 年目の税率を適用すると規定されている。2018 年 12 月 30 日に発効した TPP11 に基づき、NZ は同日に 1 年目の税率を、2 日後の 2019 年 1 月 1 日から 2 年目の税率を適用している。よって、2019 年に入ってから貿易実績と TPP の譲許表を照合して計算すると、前年に比べてどの程度の特恵受益が発生していたのかが試算できる。これを関税番号の類 (上 2 桁) 別にまとめた結果が、表 2 になる。試算手法は次の通り。

- 1) 一般に TPP というとき、米国を含む 12 か国で政府間合意されたいわゆる「TPP12」を示すが、本稿では便宜的に、とくに明示しない限り TPP11 と TPP12 の両者を含めたものとして扱った。なお物品貿易の関税譲許に関しては、TPP11 は TPP12 で合意されていた内容を完全に踏襲し、一切の差がない。
- 2) 同様に、TPP11 が日本にとって初めての特恵受益をもたらす締約国としては、他にカナダがある。
- 3) もっとも NZ は、EPA による特恵を待たず、貿易の自由化が非常に進んでいる国でもある。表 1 から、MFN ベースで無税扱いとなっている品目の比率が 6 割近くに上っていることを読み取ることができる。こうした場合には、そもそも特恵を使う理由がなくなる。
- 4) 税率が特定できない部品特別税が適用されるものを除いた既存有税品は、合計 3,096 品目ある。この中で EIF 扱いの品目数合計 2,729 品目の占める構成比は、88.1% となった。

表1：TPP 協定上のニュージーランドの関税譲許

税率種別 〔表注1〕	譲許実施区分	最終的な 譲許税率	品目数 〔表注2〕	構成比
無税	即時撤廃（EIF）	無税	4,382	58.3%
5%	即時撤廃（EIF）	無税	2,467	32.8%
	均等引き下げ／2年目撤廃（B2）	無税	8	0.1%
	均等引き下げ／5年目撤廃（B5）	無税	80	1.1%
	均等引き下げ／7年目撤廃（B7）	無税	118	1.6%
10%	即時撤廃（EIF）	無税	256	3.4%
	均等引き下げ／5年目撤廃（B5）	無税	45	0.6%
	均等引き下げ／7年目撤廃（B7）	無税	116	1.5%
従量税	即時撤廃（EIF）	無税	6	0.1%
部品特別税 （NZ-Parts）	当該品が組み込まれる最終製品の譲 許スケジュールに依拠	無税	32	0.4%
合 計			7,510	100.0%

表注1：協定上の基準税率（Base Rate）。基本的に、TPP交渉時点での最惠国待遇（MFN）税率を反映している。

表注2：ニュージーランドの貿易統計・関税分類は全10桁（世界共通6桁、国別細分4桁）で構成されるが、TPPの譲許表上では全8桁で規定された（通常のカテゴリの上8桁分を適用。すなわち下2桁だけが違う品目は、TPPの譲許スケジュール上は同一品目と見なされることになる）。このため、TPPの譲許表に掲出された品目数は、関税率表などの掲出数より少なくなっている。なお、TPPの譲許表上の品目分類は商品名称・分類統一システム（HS）の2012年版に準拠している。

出所：TPP協定文を基に筆者加工

試算手法

NZの貿易統計から、品目別の輸入額を抽出。関税番号から、TPPの譲許表上の譲許実施区分を照合した。

NZの関税には大きく以下の3種があり、それぞれ、以下の通り取り扱った。

- ▶ 従価税で規定されているもの
譲許表上で、基準税率から「2年目」の税率を減じ、その差率を計上した（2年目の税率を照合したのは、上述の通り、TPP11では、当年1月1日から譲許段階が2年目に入ると規定されているため）。
この差率を日本からの輸入額に乗じて、関税譲許額を品目ごとに算出した。なお、差率を掛けあわせるための輸入額としては、関税適用額（VFD: Value for Duty）ベースの数値を抽出して利用した。ちなみに、VFDとは運賃・保険

料などを含まない輸入価額。従価税対象品目の場合、NZではこの金額に基づいて関税が算定される。

- ▶ 従量税で規定されているもの
譲許表上で、基準の従量税率と2年目の従量税率とを確認。輸入数量に両者の差率を乗じ、関税譲許額を算定。
- ▶ 税率・税額が条件によって変動するもの
「NZ-Parts」として分類された品目は部品として使用されることが想定されており、税率・税額は組み込まれた最終製品の品目分類に応じて適用されることになっている。すなわち、譲許表に示された規定だけからは適用される税率・税額が特定できない。
NZ-Partsに分類された品目の内容を確認してみると、これらが部品として利用される最終製品は農林水産物・食品

を含まない工業製品と考えられた。HS の分類上、これは第 39～96 類の範囲内にとどまると見受けられる。これらに分類される品目のうち従価税規定品目と従量税規定品目をあわせた譲許率の平均を上述の方式に基づいて計算したところ、1.14%となった。この結果から、日本から輸入される NZ-Parts の品目には、平均的にこの比率で譲許がなされるものと推定された。このため、当該品目の輸入額に 1.14%を乗ずることによって譲許額を推計した。

留意事項

NZ の貿易統計は、現在、商品名称・分類統一システム (HS) の 2017 年版に準拠して分類されているが、TPP の譲許表は HS2012 年版に基づいている。また、NZ の国内細分は毎年何らかの微細修正が施されている。このため、両者の関税番号は不一致が数多く見られた。不一致のあった品目には、適用される譲許額を一つ一つ目視で確認して計上する補正作業を施した。

NZ の貿易統計は執筆時点で当年 9 月分まで発表されていたため、その結果を使って計上したもののだが、6 月までが確報値、以降が速報値とされている。

この結果、2019 年の年初から第 3 四半期までの間に、理論上は日本には最大 3,074 万 NZ ドル程度の特恵受益がもたらされたものと考えられる⁵⁾。第 1～第 3 四半期の日本からの輸入額は通年全体の 73.5%を占めていた (2016～2018 年の 3 年間平均) ことから単純に比例計算すると、年全体で

4,183 万 NZ ドルとなる。執筆時点での為替レート (1NZ ドル= 69 円) で計算すると、約 28 億 8,600 万円に及ぶことになる。

品目別に見ると、当然と言えば当然だが、日本からの輸出額が大きい、または残存有税品目⁶⁾が多い類について、特恵受益が多くなっている。例えば、一般機械等 (第 84 類) は、輸出額、関税残存品目ともに比較的多いため、最も多額の特恵受益がもたらされている。電気機械等 (第 85 類)、ゴム製品等 (第 40 類)、染料等 (第 32 類)、鉄鋼製品 (第 73 類) なども、同様だ。

自動車などの輸送用機械等 (第 87 類) は日本からの対 NZ 輸出の中で圧倒的に額が大きい最重要品目だが、主力の乗用車 (完成車) について関税が既にほぼ撤廃されている⁷⁾。このため、類全体の譲許率 (TPP の発効によって新たにもたらされたもの) はかなり低く抑えられる結果となった。しかし、部品では MFN ベースでなおも関税が残っている品目も見られる。また、関税が残存する自転車などもこの類に分類されることから、第 84 類に次いで特恵受益額が多くなった。精密機械等 (第 90 類) も、類全体の譲許率はそれほど高くないものの輸出額が大きいために特恵受益が積みあがったという側面からは、同様の例と言えそうだ。

一方で、化粧品等 (第 33 類)、写真用材料等 (第 37 類)⁸⁾などは、輸出額がそれほど突出しているわけではないが、TPP のもたらした新たな譲許率が高い品目が多く、特恵受益が高く計上されている例と言える。

TPP は日本の対 NZ 輸出を後押しした可能性

いずれにせよ、TPP が政府間で大筋合意された 2015 年 10 月以降、日本企業の NZ への関心が高

5) この金額はあくまでも理論値であり、実際に日本企業が受益した特恵関税譲許額ではない。

実際に譲許を受けるためには、①品目が原産地規則 (積送基準を含む) を満たしている、かつ②企業が原産地手続きに基づいて特恵申告しなければならない。

また、試算する上で利用した基準税率 (TPP 交渉段階での MFN 税率) が現行の MFN 税率と一致していることが前提ともなる。

6) 先述の通り、関税残存品目に対して、NZ は TPP で必ず何らかの譲許を提供している。

7) 完成車でも、ごく例外的に関税が残存している品目もあることはある。例えば、居住機能付きの自動車 (キャンピングカーなど) や救急車には 10%と、NZ としては最大級の関税が規定されている。

8) 第 33 類にしても第 37 類にしても、譲許表だけを見る限りでは有税品がそれほど目立っているわけではない。しかし、第 33 類については、日本から輸出される商品に限って有税品となっている比率が高い。第 37 類は、日本からの輸出が軒並み有税品というわけではなく既に無税扱いの品目も相当数見られるが、比較的輸出額の大きい品目で無税品となっている例が多く、結果的に譲許率が高くなっている。

表2：日本の対ニュージーランド輸出にかかる TPP 特惠譲許可能額の推計（2019年第1～第3四半期）

類	該当する品目の内容	輸入額 (VFDベース)	譲許対象推定額				譲許率 (表注1)
			従価税分	従量税	料率不定分 (推計)	合計	
84	原子炉、ボイラーおよび機械類ならびにこれらの部分品	467,211,519.00	14,655,503.46	0.00	84,361.54	14,739,864.99	3.15%
87	鉄道用および軌道用以外の車両ならびにその部分品および附属品	1,691,705,133.00	7,197,393.95	0.00	78.52	7,197,472.47	0.43%
85	電気機器およびその部分品ならびに録音機、音声再生機ならびにテレビジョンの映像および音声の記録用または再生用の機器ならびにこれらの部分品および附属品	94,476,128.00	2,303,038.08	0.00	3,364.71	2,306,402.79	2.44%
40	ゴムおよびその製品	40,358,663.00	1,153,744.05	0.00	0.00	1,153,744.05	2.86%
32	なめしエキス、染色エキス、タンニンおよびその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマッシュならびにインキ	31,984,552.00	692,344.07	0.00	0.00	692,344.07	2.16%
73	鉄鋼製品	18,202,109.00	666,451.67	0.00	0.00	666,451.67	3.66%
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器および医療用機器ならびにこれらの部分品および附属品	44,944,834.00	527,404.10	0.00	23,500.45	550,904.55	1.23%
33	精油、レジノイド、調製香料および化粧品類	7,814,271.00	378,405.85	0.00	0.00	378,405.85	4.84%
37	写真用または映画用の材料	8,324,929.00	354,357.45	0.00	0.00	354,357.45	4.26%
39	プラスチックおよびその製品	21,685,978.00	346,711.64	0.00	0.00	346,711.64	1.60%
21	各種の調製食品	11,091,004.00	261,054.40	0.00	0.00	261,054.40	2.35%
95	かん具、遊戯用具および運動用具ならびにこれらの部分品および附属品	7,389,685.00	245,407.66	0.00	0.00	245,407.66	3.32%
76	アルミニウムおよびその製品	10,460,035.00	215,918.50	0.00	0.00	215,918.50	2.06%
70	ガラスおよびその製品	4,542,685.00	205,719.34	0.00	0.00	205,719.34	4.53%
82	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーンおよびフォークならびにこれらの部分品	5,939,220.00	138,562.60	0.00	0.00	138,562.60	2.33%
72	鉄鋼	14,960,301.00	137,359.66	0.00	0.00	137,359.66	0.92%
19	穀物、穀粉、でん粉またはミルクの調製品およびベーカーリー製品	2,881,642.00	133,535.45	0.00	0.00	133,535.45	4.63%
34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックスおよびプラスターをもととした歯科用の調製品	2,913,015.00	132,230.74	0.00	0.00	132,230.74	4.54%
96	綿品	3,934,895.00	117,683.19	0.00	0.00	117,683.19	2.99%
83	各種の卑金属製品	2,943,800.00	88,239.34	0.00	0.00	88,239.34	3.00%
68	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	2,894,524.00	74,907.35	0.00	0.00	74,907.35	2.59%
56	ウッドディング、フェルト、不織布および特殊糸ならびにひも、綱およびケーブルならびにこれらの製品	2,568,179.00	73,437.04	0.00	0.00	73,437.04	2.86%
16	肉、魚または甲殻類、軟体動物もしくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	3,301,822.00	69,219.90	0.00	0.00	69,219.90	2.10%
22	飲料、アルコールおよび食酢	5,131,639.00	53,969.60	1,932.50	0.00	55,902.10	1.09%
94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品ならびにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く）およびイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品ならびにプレハブ建築物	1,712,436.00	53,441.24	0.00	0.00	53,441.24	3.12%
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	1,386,626.00	53,377.30	0.00	0.00	53,377.30	3.85%
74	銅およびその製品	795,359.00	39,566.95	0.00	0.00	39,566.95	4.97%
59	染み込ませ、塗布し、被覆しまたは積層した紡織用繊維の織物類および工業用の紡織用繊維製品	1,353,783.00	30,487.57	0.00	0.00	30,487.57	2.25%
65	帽子およびその部分品	947,466.00	27,564.02	0.00	0.00	27,564.02	2.91%
38	各種の化学工業生産品	5,401,308.00	25,477.45	0.00	0.00	25,477.45	0.47%
71	天然または養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属および貴金属を張つた金属ならびにこれらの製品、身辺用模造細貨類ならびに貨幣	4,963,972.00	24,448.68	0.00	0.00	24,448.68	0.49%
57	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	416,898.00	23,117.34	0.00	0.00	23,117.34	5.55%
61	衣類および衣類附属品（メリヤス編みまたはクロス編みのものに限る）	543,042.00	20,605.46	0.00	0.00	20,605.46	3.79%
62	衣類および衣類附属品（メリヤス編みまたはクロス編みのものを除く）	502,319.00	16,676.83	0.00	0.00	16,676.83	3.32%
89	船舶および浮き構造物	281,459.00	14,072.95	0.00	0.00	14,072.95	5.00%
69	陶磁製品	488,899.00	11,963.35	0.00	0.00	11,963.35	2.45%
09	コーヒー、茶、マテおよび香料	310,419.00	9,433.80	0.00	0.00	9,433.80	3.04%
17	糖類および砂糖菓子	386,689.00	6,997.04	0.00	0.00	6,997.04	1.81%
35	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤および酵素	3,238,483.00	6,689.87	0.00	0.00	6,689.87	0.21%
42	革製品および動物用装着具ならびに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器ならびに腸の製品	130,854.00	5,887.25	0.00	0.00	5,887.25	4.50%
27	鉱物性燃料および鉱物油ならびにこれらの蒸留物、歴青物質ならびに鉱物性ろう	299,418,750.00	5,306.05	0.00	0.00	5,306.05	0.00%
44	木材およびその製品ならびに木炭	210,978.00	4,284.75	0.00	0.00	4,284.75	2.03%
23	食品工業において生ずる残留物およびくずならびに調製飼料	86,433.00	4,210.90	0.00	0.00	4,210.90	4.87%
86	鉄道用または軌道用の機関車および車両ならびにこれらの部分品、鉄道または軌道の線路用装備品およびその部分品ならびに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む）	82,250.00	4,112.50	0.00	0.00	4,112.50	5.00%
18	ココアおよびその調製品	144,347.00	3,348.69	0.00	0.00	3,348.69	2.32%

ニュージーランドが提供した TPP の特恵関税に関する分析

類	該当する品目の内容	輸入額 (VFDベース)	譲許対象推定額			譲許率 (表注1)	
			従価税分	従量税	料率不定分 (推計)		
63	紡織用繊維その他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品およびぼろ	170,037.00	2,970.15	65.45	0.00	3,035.60	1.79%
60	メリヤス編物およびクロセ編物	50,993.00	2,547.07	0.00	0.00	2,547.07	4.99%
51	羊毛、織獣毛、粗獣毛および馬毛の糸ならびにこれらの織物	47,450.00	1,792.42	0.00	0.00	1,792.42	3.78%
11	穀物、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリンおよび小麦グルテン	80,905.00	1,767.95	0.00	0.00	1,767.95	2.19%
58	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミングおよびしゅう布	35,208.00	1,711.95	0.00	0.00	1,711.95	4.86%
08	食用の果実およびナット、かんきつ類の果皮ならびにメロンの皮	34,011.00	1,672.70	0.00	0.00	1,672.70	4.92%
64	履物およびゲートルその他これに類する物品ならびにこれらの部分品	111,476.00	1,572.07	0.00	0.00	1,572.07	1.41%
79	亜鉛およびその製品	24,720.00	1,077.55	0.00	0.00	1,077.55	4.36%
29	有機化学品	10,839,404.00	475.40	0.00	0.00	475.40	0.00%
07	食用の野菜、根および塊茎	167,240.00	468.65	0.00	0.00	468.65	0.28%
55	人造繊維の短繊維およびその織物	2,703,413.00	391.20	0.00	0.00	391.20	0.01%
15	動物性または植物性の油脂およびその分解生産物、調整食用脂ならびに動物性または植物性のろう	276,131.00	213.90	0.00	0.00	213.90	0.08%
45	コルクおよびその製品	3,454.00	172.70	0.00	0.00	172.70	5.00%
66	傘、つえ、シートステッキおよびむちならびにこれらの部分品	2,554.00	127.70	0.00	0.00	127.70	5.00%
41	原皮（毛皮を除く）および革	1,801.00	90.05	0.00	0.00	90.05	5.00%
46	わら、エスパルトその他の組物材料の製品ならびにかご細工物および枝条細工物	20,545.00	69.85	0.00	0.00	69.85	0.34%
67	調製羽毛、羽毛製品、造花および人髪製品	1,432.00	65.65	0.00	0.00	65.65	4.58%
91	時計およびその部分品	1,829,623.00	50.65	0.00	0.00	50.65	0.00%
98	特殊分類品	61,060,955.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
48	紙および板紙ならびに製紙用パルプ、紙または板紙の製品	19,736,312.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
30	医療用品	11,930,008.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
80	すずおよびその製品	8,445,981.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
88	航空機および宇宙飛行体ならびにこれらの部分品	5,435,058.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
28	無機化学品および貴金属、希土類金属、放射性元素または同位元素の無機または有機の化合物	5,153,425.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
92	楽器ならびにその部分品および附属品	4,652,580.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
12	採油用の種および果実、各種の種および果実、工業用または医薬用の植物ならびにわらおよび飼料用植物	3,202,348.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
93	武器および銃砲弾ならびにこれらの部分品および附属品	1,795,874.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
54	人造繊維の長繊維ならびに人造繊維の織物およびストリップその他これに類する人造繊維製品	1,309,991.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
03	魚ならびに甲殻類、軟体動物およびその他の水棲無脊椎動物	985,712.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
49	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物ならびに手書き文書、タイプ文書、設計図および図案	787,719.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
52	綿および綿織物	623,689.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
31	肥料	493,220.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
97	美術品、収集品およびこつとう	490,019.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
02	肉および食用のくず肉	454,512.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
13	ラックならびにガム、樹脂その他の植物性の液汁およびエキス	408,929.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
04	酪農品、鳥卵、天然はちみつおよび他の類に該当しない食用の動物性生産品	229,628.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
25	塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰およびセメント	158,399.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
10	穀物	147,587.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
05	動物性生産品（他の類に該当するものを除く）	99,148.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
75	ニッケルおよびその製品	55,859.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
53	その他の植物性紡織用繊維およびその織物ならびに紙糸およびその織物	27,713.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
81	その他の貴金属およびサーメットならびにこれらの製品	4,535.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
14	植物性の組物材料および他の類に該当しない植物性生産品	3,506.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
01	動物（生きているものに限り）	2,000.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
06	生きている樹木その他の植物およびりん茎、根その他これらに類する物品ならびに切花および装飾用の葉	1,855.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
50	絹および絹織物	1,072.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
47	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプおよび古紙	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00%
	合計	2,974,561,365.00	30,630,906.64	1,997.95	111,305.22	30,744,209.82	1.03%

表注1：各類の譲許対象推定額を輸入額（VFDベース）で除した比率。TPP11発効2年目までの類ごとの平均削減率と考えることができる。

表注2：この表では、譲許対象推定額合計の多い順、譲許率の高い順に各類を配置した。

出所：ニュージーランド統計局資料およびTPP協定文を基に筆者加工

まったことは間違いない。実際、ジェットロ・オークランド事務所が対応した海外ブリーフィング件数はこの時期以降に増えた⁹⁾。一方で、当事務所がこの時期に受けた TPP 関連の照会で示された関心は、協定の発効の可能性など一般的なものが多く、具体的に自社の取り扱い製品を NZ に輸出したいという企業の意図に基づいて関税撤廃・削減結果などを問うものはあまり見当たらなかった¹⁰⁾。これは、①先述の通り NZ の輸入関税自由化により既にかかなりの品目が無税となっている、②有税品目の関税率は 5% 以内と低いものが多い、ことが影響したと考えられる。

だが、先に見たように、実際の貿易額から試算すると、年間で 4,000 万ドルを超える特惠受益が見込まれている。また、関税は商品価額そのものに対してかかるだけに、利益に課税される法人税に比べて、企業に対する負担は単純に税率から示唆される見かけ以上に大きいとも言われる¹¹⁾。にもかかわらず、TPP による関税特惠供与は日本企業の関心を大して引かず、対 NZ 輸出を拡大する影響を与えなかったのだろうか。これを検証するため、同じく NZ の貿易統計と TPP の譲許表から分析を試みた。次の検証手法に沿って確認した結果をまとめると、図の通りとなる。

検証手法

EPA などに基づく特惠譲許の効果を測るためには、品目を関税譲許水準ごとに分類し貿易実績額の前年同期比や増減額を計算してみる方法が、まず考えられる。しかし、貿易取引の決定要因は関税以外にもいろいろ考えられ、金額の大きい品目でたまたまそうした影響を受けていると特惠の効果を簡単に相殺してしまいかねない。NZ が TPP の特惠として提供した譲許による関税削減率が結果としてそれほど高くない¹²⁾ことからすると、なおさらこのようなことが頻繁に発生しやすいだろう。こうした影響をできるだけ排除するため、対前年同期で NZ 側の輸入が増加した品目、しなかった（減少したか同額だった）品目、それぞれの品目数を TPP の関税譲許水準別に比較してみた。

具体的には、① 2019 年（1～9 月）の日本および TPP 発効国以外からの輸入額とその前年同期の額を品目ごと¹³⁾に抽出、②前年同期で増加したのかしなかったのかを確認、③その結果を TPP での譲許水準別に分類、④その分類ごとに、「（輸入額が増加した品目数 ÷ 増加しなかった品目数） - 1」

9) ジェットロの海外事務所では、担当域外国・地域からの来訪による情報照会に対して「海外ブリーフィング」というサービスを提供している。その増減は、日本企業の NZ に対する一般的な関心の度合いを示していると言えるだろう。

その年度（当年 4 月～翌年 3 月）別の平均件数だが、2011～2014 年度では 14.2 件だった。これが 2015～2017 年度は 38.0 件と、2 倍半以上に増えた。

10) 2015 年 10 月から 2017 年 12 月にかけて、オークランド事務所受けた TPP 関連の照会は 112 件あった（のべ件数であり、同一の問い合わせの中で複数の照会があった場合は複数計上されている）。この中で、日本からの輸出に関するものは 12 件（構成比 10.7%）が記録されているが、この中には公的機関などからの一般的な照会なども多く、企業から自社商品の輸出（NZ への輸入）に関して問われた照会件数は 3 件（構成比 2.7%）にとどまる。

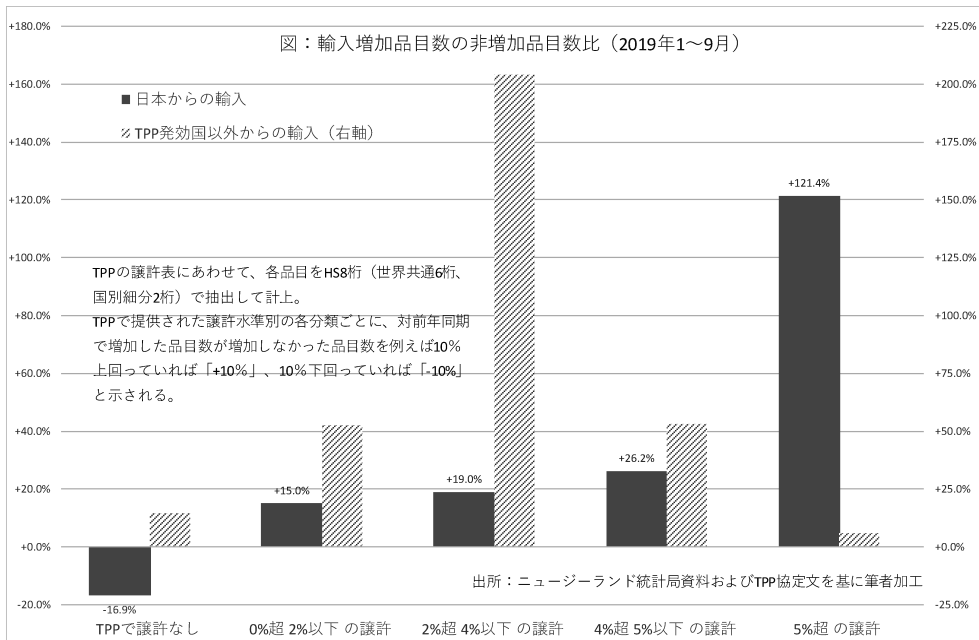
11) 羽生田慶介氏は、2018 年 7 月の著作（参考文献参照）において、「関税 3% は法人税 30% に相当」と指摘している。ここで示された論理は、以下のようなものである。例えば価額 1 万の商品を売ることができて 10% の利益率が上がったとして、30% の法人税率がかけられると課税額は 300 だ（ $10,000 \times 10\% \times 30\%$ ）。法人税は利益に対してかけられるため、このような計算になる。一方、この商品に 3% の関税がかけられると、課税額はやはり 300（ $10,000 \times 3\%$ ）。関税が課される対象は、取引額そのものだからである。すなわち、税率 3% という大した負担でないようにも思えてくるが、企業が負担する公租公課の額として考えると 30% の法人所得税と変わらないことになる。

12) 表 2 で示した通り、2019 年 1～9 月の日本からの輸入について TPP の特惠が適用され得る譲許率を試算してみると、全品目平均で 1.03% に過ぎない。

ただしこの率が低かったのは、NZ が TPP で提供した譲許内容が低水準だったためというわけではない。前述した通り、譲許内容自体はむしろ締約国の中でも最も高度なものだった。TPP を待たず MFN ベースで関税自由化を先行的に進めていた裏返しとして、結果的に TPP での特惠譲許が大きくなり得なかったに過ぎない。

13) HS8 桁（世界共通 6 桁、国別細分 2 桁）。

ニュージーランドが提供した TPP の特恵関税に関する分析



の計算式で百分率を算出した。なお、③の分類にあたっては、日本からの輸入実績に基づいて計上された譲許率（表2の試算手法に基づいて算出した比率）を利用した。

図では、例えば、増加した品目数が増加しなかった品目数を10%上回っていれば「+10%」、10%下回っていれば「-10%」と示されるよう、表示している。

この図から、TPPの関税譲許水準が高くなれば日本からの輸入が増加した品目数の比重が高まる

傾向をきれいに読み取ることができる。TPP11発効国¹⁴⁾以外からの輸入について同じ品目に関して同じ方法で算出¹⁵⁾した結果（図では斜線で示した棒グラフとして併記¹⁶⁾では全く違う絵姿となっていることからしても、この傾向が生じた理由はTPPの関税譲許に帰せられると考えるのが合理的だ。すなわち、TPPの特恵による関税譲許は、多かれ少なかれ日本の対NZ輸出を伸ばす効果を発揮していると推測される。今後、対NZ輸出にあたっては得られた受益を十分に活用していくのが望ましい。

14) 現時点でTPP11を発効させているのは、メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、オーストラリア、ベトナムとなっている。なおNZの貿易統計では、少額ながら、再輸入品などがNZからの輸入として記録されているところ、これも除いて計上した。

15) TPP11発効国以外からの輸入には、当該期間中に日本から輸入実績のなかったものがHS8桁ベースで3,946品目含まれている。日本からの輸入と比定するため、これらの品目については計算対象から外した。逆に、日本からの輸入実績がありながら、TPP加盟国以外からの輸入が見られなかったものも、1,777品目ある。

図では、日本とTPP11発効国以外からの輸入増減をあえて比較してみたが、両者からの輸入内容が全体としてはそもそもかなり異なっていることにも、留意が必要だ。

16) 2019年1～9月のNZの日本からの輸入は、全体として前年同期比4.3%減（VFDベース）であり好調だったとは言えない。他国との比較の上でも、不調を読み取ることができる。例えばTPP11発効国以外からの輸入は、同3.2%増だった。図で示したグラフからは、輸入増加品目数の非増加品目数比が①TPPでの対日譲許率の水準を問わず、TPP11発効国以外の方が概ね日本より高い、②TPPで特恵譲許のなかった品目に限った日本からの輸入については、非増加品目の方が多く、ことなどが読み取れるが、こうした輸入実績を反映した結果と考えられる。

もっとも、日本からの輸入が全般に減少した状況にありながらも、TPPで特恵が講じられたものについては増加品目の方が目立っていることにも注目したい。全体として他の要因を凌駕することまではできなかったにせよ、NZが講じたTPPの特恵は日本からの輸出を促進する役割を果たし、さらなる減少に歯止めをかけたと言えるのではないだろうか。すなわち、輸出が不調だったとしても、EPAの特恵は効果を発揮すると推測されるのである。

TPPで特惠受益を得るためには

こうした特惠待遇のもたらす受益を得るためには、TPPで規定された原産地規則の要件を満たした上で適切に手続きを踏む必要がある。

しかし、規則や手続きの取り扱いはかなりのところ輸入国税関の裁量に委ねられている。同じTPPに基づく特惠を要求するにしても実務的には国ごとに異なっていることは、日本の税関当局からも指摘されていた。このため2019年3月、NZ税関を訪ね、特惠関税要求に関する実務対応や課題について聴取した。その結果はジェトロの地域・分析レポート¹⁷⁾に詳しいが、聴取した当局コメントを踏まえとくに注意を要すると考えられる点は以下の通りである。

- NZでの輸入通関時には、原則としてTPPの協定文で規定された原産地証明書の提出以上の要求はなく、そのまま通関手続きが進められる。すなわち、特惠待遇要求のために特別に必要な書類は所定の原産地証明書だけで、あとは通常の輸入手続きを踏むだけでよい。TPPに基づく特惠で日本に輸入する場合、通関時に「原産品申告明細書」などでより詳細な説明が求められるのとは対照的だ。TPPの原産地証明書は自己証明で作成するだけで足りることも考えあわせると、非常に簡便な手続きで足りることになる。
- 他の多くのEPAや自由貿易協定(FTA)と同様に、TPPでは特惠が供与されて通関された後に、特惠申告の正当性を問う事後検認が発動されることがある。この事後検認について、NZ税関は「無作為抽出(general sampling)で発動することもある」とコメントしている¹⁸⁾。すなわち、過去に問題事例など一切なく状況的に全く怪しくなさそうな案件でも、検認が

発動される可能性が生じることになる。また、「最近、輸入後に徴収される関税が増加傾向にある」という説明も受けた。「必ずしも特惠待遇の事後否認に限らず、それ以外の事案も反映した結果」とも付言されているが、いずれにせよ徴税機能が強化されていることがうかがえる。

- 事後検認の結果として特惠待遇が否認されると、延滞金や違反金などの罰則を余儀なくされる恐れがある¹⁹⁾。また、特惠要求が否認されるような事態に至ると、輸入者との信頼関係毀損などにもつながりかねず、十分な準備の上で特惠要求に臨むことが必要だろう。
- 通関にあたってTPPの原産地証明書以外に特別には書類などが求められないのが原則であることは先述の通りだが、貨物の輸送途上にTPP域外の経由地があったり積み替えがなされたりした場合にはこの限りでない。こうした場合には、TPP第3.18条第2項(いわゆる積送基準)の要件を満たす書類の提出が必要になる。ややもすると見過ごされがちかもしれないが、日本からのNZへの輸出にあたっては経由便で輸送されている品目も多いと考えられるので要注意だ。実際、NZ税関によると「既存のEPAにおいても、輸入時に書類不備で特惠が否認されるのはこの例が最も多い」とのこと。なお、聴取した限り、直行便を使うことができなかったとしても、NZまでの通し船荷証券(スルーB/L)が発行されている場合はあまり問題にならないようだ。

なお、TPPでは輸入手続きが完了した後も1年間は特惠待遇の事後更正請求が認められることが規定されているが、NZでは輸入時点から実に4年にわたって遡及した請求が可能とのことだ。

17 当該レポートは2つの記事に分かれ、以下から参照することができる。参考文献も参照。

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/4ec6dbf6a10c1660.html>

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/f9db1af2d60b26f6.html>

18) 先に見たように輸入通関時の審査が比較的簡便であることからすると、不適切な特惠要求の発生に歯止めをかけるためには、それなりの頻度で事後検認をかけるのが最も有効な方法になることも考えられる。そうしてみると、通関手続きが完了すれば一件着落ではなく、その後も事後検認が十分にあり得ると認識していた方が良いだろう。

19) さらに、特惠否認に至る理由が意図的と判断される場合などは、詐欺として訴追を受け、刑事罰としての罰金が科される可能性もあり得るといえる。この場合、延滞金や違反金とは段違いの高額に及ぶ可能性含みとなる。なお、立件にあたっての立証責任は、税関側に発生するとのこと。

た。ということは、本来なら特恵を要求できるのに非特恵扱いで通関を済ませていたとしても諦めてしまうことはない。今でも、まだまだ十分に間に合うのだ。

もっとも NZ 税関によると、こうした事後の特恵請求では「審査 (scrutiny) が格段に深く突っ込んだものになる」とのことだった。このため、できるだけ、十分な準備の上で通常通り輸入通関時に特恵請求手続きを進めるとというのが一般的には望ましいだろう²⁰⁾。

まとめに代えて～ジェットロの EPA 講座などを通じて、協定内容や実務情報の習得を

以上、協定文 (譲許表) と貿易統計から、日本は TPP で NZ からどの程度の特恵利益が得られたのか、また日本の対 NZ 輸出増に影響を及ぼしたのかを見てみた。前者は 2019 年の年初から 9 月までに 3,000 万 NZ ドル超に及んでいることが推計され、TPP で譲許を受けた品目については多かれ少なかれ貿易創出効果を発揮したと考えられる。一方で、TPP に限らずだが EPA の活用には実務的な課題があり、NZ 税関から聴取した結果を踏まえ実務上の留意点を挙げてみた。

TPP をはじめとする EPA の特恵に基づく輸出には様々な実務的課題があることは事実で、このために実際の利用に二の足を踏んでいる企業もあるかもしれない。しかし、本稿でも簡単に触れた通り、輸出企業にとっての関税負担は関税率から表面的に受け止められる以上に重い。とすると、適切に対応できる実務能力を固めていきたいところだ。このため、ジェットロなどでは TPP など EPA の協定内容や実務などに関するセミナーを随時、全国各地で開催している。是非積極的にご利用していただければと感じている。とくに、表 2 で示した譲許率が高い品目や上位に掲出した品目については、NZ への輸出にあたって TPP を活用しないと相当額の関税負担が生じる可能性が比較的高いだろう。特恵を活用して少しでも負担を軽減し

ていくことが望ましい。

TPP をはじめとする EPA の活用を通じて、日本企業の海外ビジネスチャンス拡大につながっていくことを心から期待したい。

【参考文献】

羽生田慶介 (2018 年 7 月) 『すぐ実践! 利益がぐんぐん伸びる 稼げる FTA 大全』日経 BP 社

地域・分析レポート記事

林 道郎 (2019 年 6 月) 『TPP 特恵で関税を引き下げするための実務とは (1) (ニュージーランド) ~通関時の書類要件は重くないものの、積送基準に注意』日本貿易振興機構 (ジェットロ)

林 道郎 (2019 年 6 月) 『TPP 特恵で関税を引き下げするための実務とは (2) (ニュージーランド) ~検認で特恵待遇が否認されてしまうと』日本貿易振興機構 (ジェットロ)

(脚注 17 記載の URL から、ダウンロードも可。)

20) NZ では通関時の特恵審査が比較的軽微なことは前述したが、その分だけ、本来なら不適合な品目が特恵要求に含まれていても見過ごされてしまう可能性が出てくる。しかし、事後の特恵要求手続きでは一転して審査が厳しくなるだけに、こうしたリスクは逆に避けられそう。NZ 当局がいわばチェック機能を働かせてくれるとも言えるかもしれない。企業としては、実務経験値を積むことも視野に入れ、事後手続きを積極的に活用することを考慮に入れてみるのも一案かもしれない。